

任意継続組合員 資格喪失申出書（組合員本人の加入取消申出書）

被扶養者のみ取消す場合は、「被扶養者取消申告書」を提出してください。

任意継続組合員番号（任意継続組合員証・資格確認書で確認できます）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

組合員氏名

退職時の

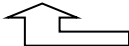
所属所名 退職年月日 令和 年 月 日

下記理由により、令和 年 月 日から任意継続組合員の資格を喪失しますので申し出ます（任意継続組合員の加入を希望したが取り下げを申し出ます）。

（関連条項：地方公務員等共済組合法第144条の2第5項）

理由（該当する事項の番号に○をつけてください。）

- 任意継続組合員が死亡した。（死亡日の確認できる書類（写し可）を添付）
- 令和 年 月 分の任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかった。
- 公立学校共済組合大阪支部の組合員として再び加入することとなった。
- 公立学校共済組合大阪支部でない健康保険制度の被保険者（職域で構成される国民健康保険を除く）または公立学校共済組合の他支部の組合員となった。（再就職先の資格確認書など、健康保険の資格取得日がわかるものの写しを必ず添付してください。）
- 共済組合にこの申出書が受理された日の属する月の翌月の初日から任意継続組合員でなくなることを知った上で、令和 年 月 1 日から資格喪失することを申し出ます。理由は{ ア イ ウ }のとおりです。



いずれかに丸印を入れてください。

- ア 組合員の意思により、任意継続組合員でなくなることを申し出る。
イ 家族の健康保険に被扶養者として加入する。
ウ 国民健康保険（職域で構成される国民健康保険を含む）に加入する。

下部※1を必ず確認してください。

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 年 月 日

〒

申出者 住所

任意継続組合員との続柄 電話

() 氏名

自署

注意

喪失事由が1以外の
場合、組合員本人が
申請してください。

任意継続組合員証の有効期限は、理由1は事由発生日まで、2は掛金納付済の月末まで、3及び4は事由発生日の前日まで、5は申出書が受理された日の属する月の月末までとなります。

※1 この申出書に「任意継続組合員証」及び「任意継続組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、「資格確認書（有効期限内）」（交付者のみ）、を添えて提出してください。ただし、理由5の場合は、事前に申出書のみ提出し、資格喪失月になったら速やかに「任意継続組合員証」等に「資格喪失証明書交付申請書」を添付して返納してください。

※2 既に払い込みされた掛金のうち還付の必要がある場合は、「任意継続掛金還付請求書」を同時に提出してください。

【送付先】〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 公立学校共済組合 資格担当行

共済受付印